

災害への備えはできていますか？



綾瀬市個別避難計画

個別避難計画って何？

災害に備えて、災害時の避難に支援が必要な避難行動要支援者の身体の情報や避難場所、配慮が必要な事項などを記載した計画を個別避難計画といいます。「どのような人が」「どのような助けが必要で」「どこに避難するか」をまとめた計画を本人や家族、民生委員や福祉専門職などの作成支援者と作成し、作成した計画は、本人のほか、災害時に避難支援を行っていただく方・団体（避難支援者）や日頃の見守りなどを行う地域の関係者・団体（避難支援等関係者）等へ提供し、避難支援を受ける側と行う側の双方が情報を共有することで、災害時の逃げ遅れの防止等や、緊急時の安否確認、日頃の見守り活動に活用します。

作成の対象になるのは？

次の要件に該当し、災害時の避難に支援が必要な方が作成の対象です。

- ・ 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・ 昼間独居の75歳以上のひとり暮らし高齢者または障がい者
- ・ 重度の障がいがあり、日常生活上でも支援が必要な方
- ・ 要介護認定（要介護3以上）を受け、日常生活上でも支援が必要な方
- ・ その他支援を必要とする方

○作成については、裏面をご確認ください○

—災害が起きる前にできること—

- ・ 食料・飲料などの備蓄 ・ 非常用持ち出しバッグの準備
- ・ 家族内での安否確認方法の確認 ・ 避難場所・避難経路の再確認

☆日頃からの備えが大切です！



—お問い合わせ—

綾瀬市役所 福祉部 福祉総務課 総務担当

電話 0467-70-5613 E-mail wm.705613@city.ayase.kanagawa.jp

個別避難計画を作成する前にご確認ください



- 計画の作成には、作成する本人の同意が必要です。
- 作成した個別避難計画は、計画を作成する本人の同意を得て、平常時から避難支援者や避難支援等関係者（自治会・地区社協・民生委員等の地域の団体、市の関係部署、その他関係機関）に提供し、日頃の見守りや災害時の避難支援に活用します。
※災害時には、避難支援に必要な範囲内で、同意の有無に関わらず情報を提供します
- 緊急連絡先や避難支援者の情報も、これらの方々の同意を得て、平常時から避難支援者、避難支援等関係者へ提供します。緊急連絡先や避難支援者として記載する本人に、情報提供に関する同意をいただいたうえで、申請書を記入してください。
- 個別避難計画は、作成することによって災害時の避難支援を保証するものではありません。また、避難支援を行うことができなかった場合に、避難支援者や避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。
- 災害時の避難に支援が必要な方への支援は、自治会等の地域の方々にご協力をいただきながら行っています。災害が起きたときに備え、個別避難計画の作成だけでなく、日頃からの地域との関係づくりが大切です。
自治会は、いちばん身近な地域の集まりです。加入することで、地域との関係づくりのきっかけになります。自治会加入については、お住まいの地域の区長や自治会役員の方へお問い合わせください。

作成の流れ

①個別避難計画作成申請書（兼作成・情報提供等同意書）の記入

《記入内容》

- ・計画を作成する本人の情報（住所等の基本情報、日頃の居場所、緊急連絡先等）
- ・避難支援に関する情報（身体状況・避難場所・避難支援者等）

②申請書の提出

- ・市役所福祉総務課窓口（市役所1階6番窓口）へ直接、または郵送で提出
【郵送の場合の送付先】〒252-1192 福祉総務課 ※住所記載不要
- ・作成を支援する方（民生委員等）を通しての提出（お住いの担当民生委員へお声掛けください）

③作成した個別避難計画の共有

- ・作成した計画は、本人や避難支援者、避難支援等関係者に情報提供し、日頃の見守りや災害時の避難支援に活用します。
※情報提供に同意いただいた場合のみ、各支援者へ提供します。



作成するときのポイント！！

各家庭に配布している「綾瀬市防災ハザードマップ」で、近くの避難所を再確認してみましょう。避難支援者となるご家族等と一緒に災害時の行動を見直してみることが、もしもの備えになります。